

# 事業所に勤務する被扶養者（協会けんぽ加入）の定期健診に協会けんぽの補助を使えます！

※労働安全衛生法に基づく定期健康診断と特定健康診査は検査項目が異なります

## 事業所

被保険者

## 被扶養者

協会加入者（40～74歳）

受診券  
あり  
(補助対象)

受診券  
なし

その他  
健康保険  
被扶養者

「受診券」と「保険証」を併せて提示することにより特定健診項目が補助対象となります。

## 定期健診項目（事業所負担）

- ①視力及び聴力の検査
- ②胸部エックス線検査及び喀痰検査

○独自に受診する法定外項目  
がん検診など

上記の特定健康診査の項目  
以外の費用は、事業所負担  
となります。

## 特定健康診査項目（協会補助適用・協会負担）

- ①問診
- ②診察（自覚症状、他覚症状、服薬・喫煙習慣含む既往歴）
- ③身長、体重、腹囲
- ④血圧の測定
- ⑤血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪）
- ⑥肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）
- ⑦血糖検査
- ⑧尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）

医師の判断により行う詳細な健診の項目

- ①心電図検査
- ②眼底検査
- ③貧血検査（血色素量、赤血球数）
- ④血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価含む）

## ◆利用方法

- ①貴事業所で社会保険未加入の従業員が、協会けんぽ加入の被扶養者（40～74歳）であることを確認
- ②定期健診の実施機関が受診券利用の対象機関か確認
- ③定期健診当日、対象者が保険証と受診券を持参の上受診

※受診券がない場合

ご本人から協会けんぽへ連絡いただくことにより、再発行いたします。

しっかり準備して、  
補助を受けよう！



ケンタンくん

定期健康診断の制度に関しては、所轄労働基準監督署へお問い合わせください。